

時間外勤務命令の上限について

1 趣 旨

長時間勤務を解消し、職員の健康を確保するため、人事委員会において「職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則」が改正され、本年4月1日より時間外勤務命令を行うことができる上限を定めることとなりました。

2 上限時間

(1) 原則部署：月45時間以下、年360時間以下

(2) 他律的部署※：月100時間未満、年720時間以下、2～6箇月平均80時間以下、月45時間超月数6箇月以内

※他律的部署：他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定

3 平成31年度における「他律的業務の比重が高い部署」の指定について
各所属の意見を踏まえ、別表のとおりとします。

4 計画的な業務の執行について

適切な時期に業務分担の見直しができるよう、年度当初に当該年度における業務計画を係や所属で共有してください。

5 上限遵守のための取組について

所属長または教育次長は、次に掲げる時間を超える時間外勤務を事前命令する場合には、業務分担の見直しや応援体制の構築を行うものとします。

(1) 原則部署

①事前対応：月30時間、年300時間

②時間外勤務事前命令の停止：月40時間、年340時間

(2) 他律的部署

①事前対応：月50時間、年540時間

②緊急対応：月80時間、年660時間、月45時間超月数4月

③時間外勤務事前命令の停止：月90時間（※月45時間超月数が6月に達している場合は月35時間）、年700時間、2～6箇月平均75時間

6 上限時間の特例について

大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務（特例業務）に従事する場合には、上記2の上限時間は適用されません。

なお、この場合は、特例業務の概要ならびに人員配置または業務分担の見直し等によっても特例の適用を回避することができなかつた理由等を明らかにすることにより、その要因の整理、分析および検証を行います。

別表 平成 31 年度における「他律的業務の比重が高い部署」の指定について

所属名
教育総務課
教職員課
高校教育課
幼小中教育課
特別支援教育課
保健体育課
文化財保護課

別表 他律的業務の比重が高い部署（県立学校）

河瀬中学校	甲西高等学校
守山中学校	高島高等学校
水口東中学校	安曇川高等学校
膳所高等学校	八日市高等学校
堅田高等学校	八日市南高等学校
東大津高等学校	能登川高等学校
北大津高等学校	伊吹高等学校
大津高等学校	米原高等学校
石山高等学校	日野高等学校
瀬田工業高等学校	愛知高等学校
大津商業高等学校	大津清陵高等学校
彦根東高等学校	盲学校
河瀬高等学校	聾話学校
彦根工業高等学校	北大津養護学校
彦根翔西館高等学校	鳥居本養護学校
長浜北高等学校	長浜養護学校
虎姫高等学校	長浜北星高等養護学校
伊香高等学校	草津養護学校
長浜農業高等学校	守山養護学校
長浜北星高等学校	甲南高等養護学校
八幡高等学校	野洲養護学校
八幡工業高等学校	三雲養護学校
八幡商業高等学校	新旭養護学校
草津東高等学校	八日市養護学校
草津高等学校	愛知高等養護学校
玉川高等学校	甲良養護学校
湖南農業高等学校	
守山高等学校	
守山北高等学校	
栗東高等学校	
国際情報高等学校	
水口高等学校	
水口東高等学校	
甲南高等学校	
信楽高等学校	
野洲高等学校	
石部高等学校	